

金沢市 A I 特殊詐欺対策機器導入補助金交付要綱

(令和 5 年 3 月 22 日 決裁)

改正 令和 6 年 3 月 22 日 決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民を特殊詐欺被害から守るため、電話機に取り付ける A I を活用した特殊詐欺対策機器（以下「対策機器」という。）の導入経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者等)

第 2 条 補助金を申請できる者は、本市の区域内に住所を有し、市税の滞納が無く、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 過去に特殊詐欺被害にあったことがある者
- (2) 不審電話を受けたことがある者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、特殊詐欺被害を受けるおそれ大きいと認められる者

2 補助金は、第 5 条に規定する申請者の属する世帯につき、1 回に限り交付を受けることができるものとする。

(交付対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対策機器の導入に要する経費とし、月額利用料等維持に要する経費は、第 5 条に規定する申請者の負担とする。

2 他の制度の補助金の交付対象となっている経費は、対象経費に含まないものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、対象経費の合計額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、11,000 円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書及び滞納の有無の調査に係る承諾書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認

めるときは補助金の交付を決定し、申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業が完了したときは、申請者は、速やかに市長が別に定める報告書（以下「実績報告」という。）に関係書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(確定通知)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定がなされた場合は、補助金を市長に対して請求できるものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第10条 市長は、虚偽その他の事由により必要と認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、申請者に通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分の補助金が既に交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分からの補助金について適用する。